

4 労働費用

(1) 労働費用総額

平成27年（又は平成26会計年度）の「労働費用総額」は常用労働者1人1か月平均416,824円となっている。

「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は80.9%、「現金給与以外の労働費用」の割合は19.1%となっている。（第17表）

第17表 常用労働者1人1か月平均労働費用

企業規模・産業・年	労働費用総額 ¹⁾		現金給与額		現金給与以外の労働費用	
	円	%	円	%	円	%
平成28年調査計	416,824	(100.0)	337,192	(80.9)	79,632	(19.1)
1,000人以上	481,077	(100.0)	375,888	(78.1)	105,189	(21.9)
300～999人	423,825	(100.0)	349,632	(82.5)	74,193	(17.5)
100～299人	374,117	(100.0)	309,863	(82.8)	64,254	(17.2)
30～99人	338,909	(100.0)	284,469	(83.9)	54,439	(16.1)
鉱業,採石業,砂利採取業	578,616	(100.0)	471,853	(81.5)	106,764	(18.5)
建設業	556,825	(100.0)	447,799	(80.4)	109,026	(19.6)
製造業	522,198	(100.0)	417,112	(79.9)	105,087	(20.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	764,951	(100.0)	526,997	(68.9)	237,954	(31.1)
情報通信業	721,807	(100.0)	537,810	(74.5)	183,997	(25.5)
運輸業,郵便業	403,411	(100.0)	327,008	(81.1)	76,403	(18.9)
卸売業,小売業	331,338	(100.0)	272,880	(82.4)	58,458	(17.6)
金融業,保険業	597,421	(100.0)	459,030	(76.8)	138,391	(23.2)
不動産業,物品賃貸業	417,818	(100.0)	340,069	(81.4)	77,749	(18.6)
学術研究,専門・技術サービス業	580,530	(100.0)	475,067	(81.8)	105,463	(18.2)
宿泊業,飲食サービス業	156,664	(100.0)	137,301	(87.6)	19,362	(12.4)
生活関連サービス業,娯楽業	255,884	(100.0)	217,480	(85.0)	38,403	(15.0)
教育,学習支援業	480,825	(100.0)	401,216	(83.4)	79,609	(16.6)
医療,福祉	367,240	(100.0)	313,553	(85.4)	53,687	(14.6)
複合サービス事業	463,141	(100.0)	329,010	(71.0)	134,131	(29.0)
サービス業(他に分類されないもの)	260,276	(100.0)	220,853	(84.9)	39,424	(15.1)
平成28 [※] 年調査計 ²⁾	415,165	(100.0)	334,319	(80.5)	80,846	(19.5)
23	414,428	(100.0)	337,849	(81.5)	76,579	(18.5)

注：1) ()内の数値は、「労働費用総額」を100とした割合である。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等)」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28[※]年調査計」を参照されたい。

(2) 現金給与以外の労働費用

「現金給与以外の労働費用」79,632 円の内訳は、「法定福利費」47,693 円、「退職給付等の費用」18,834 円、「法定外福利費」6,528 円などとなっている。

「現金給与以外の労働費用」に占める割合をみると、「法定福利費」59.9%、「退職給付等の費用」23.7%、「法定外福利費」8.2%などとなっている。(第18表)

第18表 常用労働者1人1か月平均現金給与以外の労働費用

企業規模・年	計	法定福利費	法定外福利費	現物給与の費用	退職給付等の費用	教育訓練費	その他の労働費用 ¹⁾
実額 (円)							
平成28年調査計	79,632	47,693	6,528	465	18,834	1,008	5,104
1,000人以上	105,189	53,254	9,237	435	29,016	1,519	11,729
300～999人	74,193	48,216	5,858	240	17,792	958	1,128
100～299人	64,254	43,641	4,963	1,035	12,712	731	1,173
30～99人	54,439	41,349	3,883	195	7,797	424	792
平成28 [※] 年調査計 ²⁾	80,846	48,507	7,438	567	18,331	1,112	4,890
23	76,579	44,770	8,316	595	20,813	1,038	1,046
構成比 (%)							
平成28年調査計	100.0	59.9	8.2	0.6	23.7	1.3	6.4
1,000人以上	100.0	50.6	8.8	0.4	27.6	1.4	11.2
300～999人	100.0	65.0	7.9	0.3	24.0	1.3	1.5
100～299人	100.0	67.9	7.7	1.6	19.8	1.1	1.8
30～99人	100.0	76.0	7.1	0.4	14.3	0.8	1.5
平成28 [※] 年調査計 ²⁾	100.0	60.0	9.2	0.7	22.7	1.4	6.0
23	100.0	58.5	10.9	0.8	27.2	1.4	1.4

注：1) 「その他の労働費用」とは、募集費、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く。）、表彰の費用等をいう。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28[※]年調査計」を参照されたい。

(3) 法定福利費

「法定福利費」47,693 円の内訳は、「厚生年金保険料」25,914 円、「健康保険料・介護保険料」16,881 円、「労働保険料」4,244 円などとなっている。

「法定福利費」に占める割合をみると、「厚生年金保険料」54.3%、「健康保険料・介護保険料」35.4%、「労働保険料」8.9%などとなっている。(第19表)

第19表 常用労働者1人1か月平均法定福利費

企業規模・年	計	健康保険料・介護保険料	厚生年金保険料	労働保険料	雇用保険にかかるとる額		児童手当拠出金	障害者雇用納付金	法定補償費	その他の法定福利費 ¹⁾
					雇用保険にかかるとる額	労災保険にかかるとる額				
実額 (円)										
平成28年調査計	47,693	16,881	25,914	4,244	2,902	1,343	452	74	10	118
1,000人以上	53,254	18,864	29,132	4,469	3,223	1,246	503	117	6	164
300～999人	48,216	17,175	26,060	4,222	2,955	1,267	466	96	27	168
100～299人	43,641	15,360	23,633	4,121	2,709	1,412	411	50	8	58
30～99人	41,349	14,593	22,325	3,990	2,477	1,513	390	-	0	50
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	48,507	17,221	26,344	4,376	2,927	1,449	455	40	11	60
23	44,770	14,845	24,053	5,277	3,163	2,113	409	35	8	144
構成比 (%)										
平成28年調査計	100.0	35.4	54.3	8.9	6.1	2.8	0.9	0.2	0.0	0.2
1,000人以上	100.0	35.4	54.7	8.4	6.1	2.3	0.9	0.2	0.0	0.3
300～999人	100.0	35.6	54.0	8.8	6.1	2.6	1.0	0.2	0.1	0.3
100～299人	100.0	35.2	54.2	9.4	6.2	3.2	0.9	0.1	0.0	0.1
30～99人	100.0	35.3	54.0	9.6	6.0	3.7	0.9	-	0.0	0.1
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	100.0	35.5	54.3	9.0	6.0	3.0	0.9	0.1	0.0	0.1
23	100.0	33.2	53.7	11.8	7.1	4.7	0.9	0.1	0.0	0.3

注：1) 「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金基金掛金及び船員保険料（労働者負担分を除く。）等をいう。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28^{*}年調査計」を参照されたい。

(4) 法定外福利費

「法定外福利費」6,528 円の内訳は、「住居に関する費用」3,090 円、「医療保健に関する費用」877 円、「食事に関する費用」616 円などとなっている。

「法定外福利費」に占める割合をみると、「住居に関する費用」47.3%、「医療保健に関する費用」13.4%、「食事に関する費用」9.4%などとなっている。(第 20 表)

第 20 表 常用労働者 1 人 1 か月平均法定外福利費

企業規模・年	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用	食事に関する費用	文化・体育・娯楽に関する費用	私的保険制度への拠出金	労災付加給付の費用	慶弔見舞等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法定外福利費 ¹⁾
実額（円）										
平成28年調査計	6,528	3,090	877	616	383	552	128	222	161	500
1,000人以上	9,237	5,095	1,197	614	440	386	130	249	264	861
300～999人	5,858	3,003	694	659	412	346	95	212	61	378
100～299人	4,963	1,975	654	730	305	463	136	237	160	304
30～99人	3,883	731	691	475	328	1,102	146	172	73	164
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	7,438	3,673	909	597	406	684	156	247	201	566
23	8,316	4,110	958	759	379	556	169	266	158	961
構成比（％）										
平成28年調査計	100.0	47.3	13.4	9.4	5.9	8.5	2.0	3.4	2.5	7.7
1,000人以上	100.0	55.2	13.0	6.6	4.8	4.2	1.4	2.7	2.9	9.3
300～999人	100.0	51.3	11.8	11.2	7.0	5.9	1.6	3.6	1.0	6.4
100～299人	100.0	39.8	13.2	14.7	6.1	9.3	2.7	4.8	3.2	6.1
30～99人	100.0	18.8	17.8	12.2	8.5	28.4	3.8	4.4	1.9	4.2
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	100.0	49.4	12.2	8.0	5.5	9.2	2.1	3.3	2.7	7.6
23	100.0	49.4	11.5	9.1	4.6	6.7	2.0	3.2	1.9	11.6

注：1) 「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため平成23年と比較する場合は、「平成28^{*}年調査計」を参照されたい。